

京都市訓令甲第 2 号
序 中 一 般
区 役 所

京都市人権行政推進主任設置規程の一部を次のように改正する。

平成24年7月13日

京都市長 門 川 大 作

別表区役所及び区役所支所の項中「(地域力推進室長が欠けたときは, あらかじめ区長が指名する副区長(区役所支所にあつては, あらかじめ担当区長が指名する担当副区長))」を削る。

附 則

この訓令は, 公布の日から施行する。

(文化市民局市民生活部人権文化推進課)